

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する任意協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、小田原市及び南足柄市（以下「両市」という。）の負担金その他の収入をもって歳入とし、協議会に要する全ての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議（以下「会議」という。）において承認を得なければならない。

(歳入歳出予算科目の区分)

第3条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会長は、特別な理由があると認めるときは、別表第1及び別表第2に定めるもの以外の款及び項の区分を定めることができる。

(予算の補正)

第4条 会長は、協議会に係る現年度の予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、会議に諮り承認を得なければならない。

(会長の専決処分)

第5条 第2条第3項又は前条の規定にかかわらず、会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、予算又は補正予算を専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、これを協議会に報告し、承認を求めなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、確実な方法により保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員（以下「出納員」という。）を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、小田原市の例によるものとする。

2 出納員は、予算差引簿その他必要な簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(予算の流用)

第9条 予算の流用は、小田原市の例によるものとする。

2 会長は、歳出予算の流用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に決算を調製し、規約第15条第1項に規定する監事の監査を受け、会議において認定を得なければならない。

(補則)

第11条 この規定に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

款	項
1 負担金	1 負担金
2 諸収入	1 諸収入
3 繰越金	1 繰越金

別表第2 (第3条関係)

款	項
1 事業費	1 協議会費
1 事業費	2 調査研究費
1 事業費	3 広報広聴費
2 総務費	1 事務局費
3 繰越金	1 繰越金